

「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について」の改定

智辯学園奈良カレッジ小学部

文部科学省から9月9日付で「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等」について連絡がありましたので、本校も以下の通りに変更します。

児童の新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について ※波線部が変更箇所

① 児童本人の陽性が判明した場合

1) 有症状の場合

- ・症状が出始めた日の翌日を1日目として7日経過かつ症状軽快後24時間が経過するまで出席停止とします。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康状態の確認やマスク着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2) 無症状の場合

- ・検体採取日の翌日を1日目として7日経過するまで出席停止とします。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過まで出席停止とします。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの健康状態の確認やマスク着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

② 同居家族の陽性が判明した場合

児童本人は濃厚接触者となりますので、発症した同居家族と最後に接触した日(家庭内で感染対策を開始した日)の翌日を1日目として5日経過するまで出席停止とします。ただし、2日目と3日に検査を行い、両日とも陰性で、体調不良もない場合は3日目から登校可能です。

③ 児童本人が濃厚接触者となった場合

児童本人が濃厚接触者となった場合、発症者と最後に接触した日の翌日を1日目として5日経過するまで出席停止とします。ただし、2日目と3日に検査を行い、両日とも陰性で、体調不良もない場合は3日目から登校可能です。

④ 同居家族が濃厚接触者となった場合

濃厚接触者となったご家族をはじめ児童本人を含む同居家族全員が無症状である場合に限り、登校を控える必要はありません。

同居家族に症状がある場合は、濃厚接触者となった方の検査結果が陰性と判明するまで児童本人も登校を控えてください。この場合も出席停止の扱いとします。

⑤ 児童本人が発熱等の風邪症状を呈している場合

児童本人が、発熱等の風邪症状を呈している場合は、医療機関を受診し、感染していないことが判明するまで、または症状がなくなるまで自宅待機とします。この場合も出席停止扱いとします。

※アレルギー疾患等の場合は出席可能です。しかし、普段と異なる症状が認められる場合は、無理をせず自宅で安静にし、医療機関を受診してください。

⑥ 同居家族に発熱等の風邪症状による体調不良者がいる場合

その症状が新型コロナウイルス感染症と疑われる場合や、その症状を呈している家族が感染拡大地域に勤務あるいは通学している場合など、特別な配慮が必要と考えられる場合は、出席を控えてください。この場合、出席停止扱いとします。